

「障害乳幼児の通園施設等における負担実態調査」の中間とりまとめについて

2007年10月5日 検討委員会

(障害者(児)を守る全大阪連絡協議会・全国障害者問題研究会大阪支部・大阪障害児者を守る会)

1. 調査概要

調査目的 / 障害者自立支援法の施行に伴い、障害児療育にも課せられた応益負担による家計等への影響について、自由記述を中心に聞き取ることを目的とする。

調査対象 / 大阪府下の障害乳幼児通園施設を利用する利用の家族

調査方法 / 本人による調査用紙への記載・返送

調査期間 / 2007年6月1日～9月30日

回収数 / 357

【表1】 児童の年齢

年齢	実数	%
1歳	17	4.8
2歳	42	12.0
3歳	101	28.3
4歳	103	28.9
5歳	76	21.3
6歳	15	4.2
不明	2	0.6
合計	357	100.0

2. 調査対象の属性

児童の年齢

対象児童の年齢は、1歳から6歳まで、すべての通園施設対象年齢について、聞き取ることができた。

通園施設の障害種別

通園施設の障害種別では、知的障害が57.4%と過半数を占めており、以下、肢体不自由24.9%、児童デイサービス13.2%、難聴幼児3.4%と続いている。

【表2】 通園施設の障害種別

種別	実数	%
知的障害	205	57.4
肢体不自由	89	24.9
難聴幼児	12	3.4
児童デイ	47	13.2
不明	4	1.1
合計	357	100.0

通園施設の設置主体

通園施設の設置主体は公立公営が55.9%となっている。公立民営(福祉事業団等が運営にあたる)が32.4%、私立が9.3%である。大阪府下には障害乳幼児通園施設の利用料減免や食費負担軽減などを実施している自治体があるが、それらの施策は主に当該市の公立施設を対象としており、今回調査サンプルのうちにもこれらの減免制度の対象となっているものが含まれている。

【表3】 通園施設の設置主体

設置主体	実数	%
公立公営	213	59.7
公立民営	105	29.4
私立	31	8.7
不明	8	2.2
合計	357	100.0

世帯年収

世帯年収は100万円未満(生活保護世帯を含む)から1000万円以上まで、幅広く分布している。

ただし税抜き収入として回答されたサンプル(47件14.5%)については記入額の1.3倍を税込み収入みなしている。

3. 回答の傾向と特徴

回収された 357 サンプルのうち、自由記述欄に記載があったものは 294 サンプル(82.4%)と 8 割を越えており、この面からも、障害乳幼児施設にかかる利用負担のあり方について、多くの意見があることを物語っている。

障害乳幼児施設を利用する世代は、主に次のような特性を備えている。

世帯年齢が若く主たる生計維持者の所得も他世代と比べて低い

加えて施設利用に際しては「母子通園」が求められるため、母親が就労することが極めて困難な状況がある

さらに「きょうだい」がいる場合、訓練時間中は保育所に預けなければならず、そのための費用も必要となる

【表 4】 世帯年収 (税込み)

年収額	実数	%
～100万	12	3.4
～200万	11	3.1
～300万	34	9.5
～400万	52	14.6
～500万	68	19.0
～600万	55	15.4
～700万	31	8.7
～800万	30	8.4
～900万	11	3.1
～1000万	7	2.0
1000万～	10	2.8
不明	36	10.1
合計	357	100.0

このように、障害乳幼児を持つ家庭は、収入面でも支出の面でも他の家庭よりもより大きな困難をかかえている場合が多い。

施設通園に必要な費用を捻出するための工夫

施設通園に必用な費用を捻出するために、家計の上で何らかの工夫をしているかどうかとの問いに対して、「工夫している」と回答した人が 38.9%、「特にしていない」と回答した人が 58.5%、「その他」が 0.6%となっている。これらの工夫は、所得区分にかかわらずすべての層で行われている。これは、高額所得層においては各種手当や医療費助成などが、所得制限により受けられないために、費用負担にかかわる独自の困難をかかえていることによるものと考えられる。

「工夫している」と答えた人にその内容を問うたところ、さまざまな形での「節約」などの支出の抑制が、77.3%と最も多く、夫の残業・休日出勤、アルバイト、副業などの収入の確保が 12.8%、親や実家からの仕送りなどが 5.0%、その他 7.0%となった。また、「工夫していない」と答えた者の中には「工夫のしようがない」と記述欄に記載している者もいた。収入確保のための手立てが非常に限られている中、どの家庭も支出の抑制で何とかしのいでいる状況がうかがえる。

通園施設の障害種別ごとに家計のやりくりのありなしを集計すると、知的障害施設では「ある」が 32.2%、「特にない」が 66.8%であるのに対して、肢体不自由施設では「ある」が 52.8%、「特にない」が 47.2%と「ある」が過半数を超えている。また難聴幼児施設では「ある」が 75.0%、「特にない」が 25.0%、児童デイサービスでは「ある」が 37.0%、「特

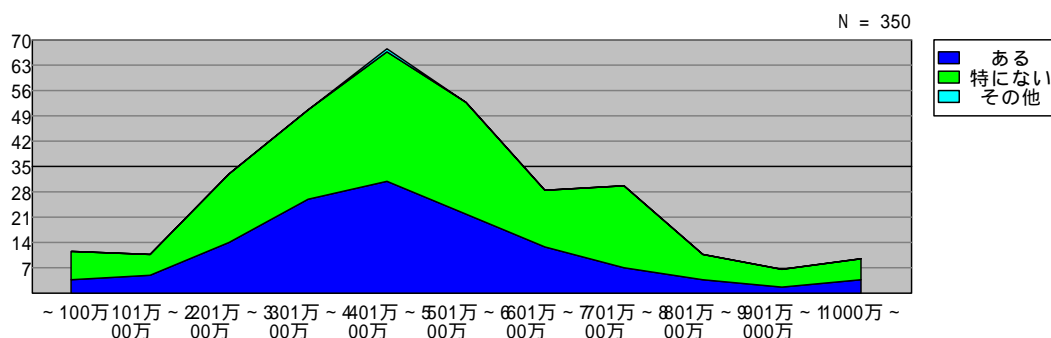
にない」が63.0%となっている。

これは、肢体不自由児の場合、補装具や通院など、知的障害児と比べて障害児童にかかる費用がかさむことによるものと推測される。また、難聴幼児通園施設では、遠方から通園しなければならないための交通費負担も含め、相当負担が強いられている状況が見受けられる。

さらに、公立施設・私立施設別に費用捻出の工夫を問うたところ、公立公営では37.7%「ある」、61.4%が「ない」、公立民営施設では、41.3パーセントが「ある」、58.7パーセントが「特にない」とこたえたのに対し、私立施設では45.2%が「ある」、54.8%が「特にない」とこたえており、特に私立施設で費用負担による家計へのしわ寄せが大きく出ていることが伺える。これは、一定の地域において公立施設への給食費補助などが実施されているのに対して、私立施設にはこれらの支援がないばかりか、遠方への通園など交通費負担もかさんでいることが原因として推測される。

所得区分ごとの工夫

表 頭 (X軸) No.17 費用捻出のための工夫 <S A> 3桁コリ
表側1 (Y軸1) No.7 所得区分 <S A> 11桁コリ

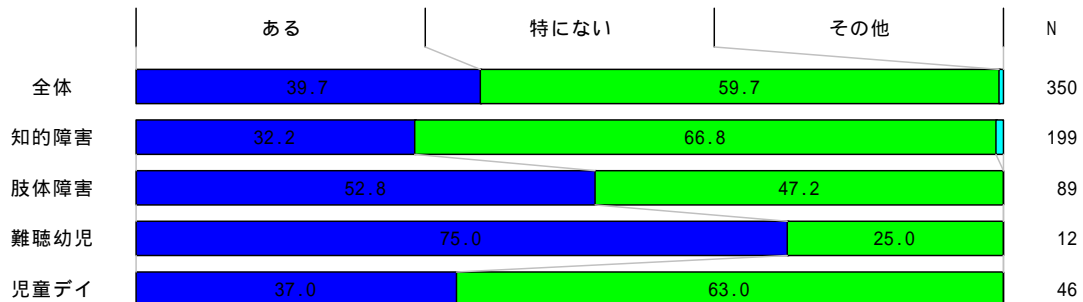


【施設通園のための費用捻出のための工夫】～自由記述欄より

- ・節約。外食や交際費などゆとりの部分を削ったり、貯金からまかなうしかない。しゃれた美容院に行ったり、自分にお金をかけるようなことはできません。
- ・生活を切り詰める。ガソリン代が高いため、買い物はなるべく歩いていく。
- ・(転倒時の安全確保のための)ヘッド帽子が高くて買えないので手作りしました。
- ・自由に使えるお金がないので、食費をできるだけ抑える。車はできるだけ乗らない。
- ・給食の際、付添い者は給食をとらない。内職をする。
- ・内職をして通園費の足しにし、主人はバイトにまで行っている。
- ・金銭的に本当に困ったとき、親の助けをもらっている。
- ・実家から食料を分けてもらっている。
- ・親の援助、主人の小遣いはなし。美容院、化粧品代、食費の節約。
- ・食費を一定額に抑えるため、親は食べない日をつくる。
- ・兄の幼稚園の延長保育に300円かかるが、月に何回も入れないと療育園に通えないので身内にお迎えを頼み延長にあまりお金がかからないようにしている。
- ・自家用車を手放しこれまでの車の維持費を教育費に充てている。
- ・本人と弟の習い事を止めた。弟も幼稚園などに入れてやりたいが止めている。

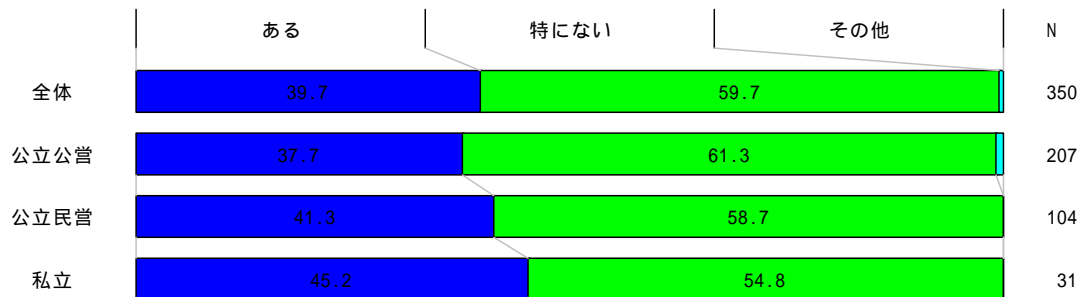
障害種別ごとの工夫

表 頭 (X軸) No.17 費用捻出のための工夫 <S A> 3カテゴリ
 表側 1 (Y軸1) No.3 通園施設の障害種別 <S A> 4カテゴリ



設置主体ごとの工夫

表 頭 (X軸) No.17 費用捻出のための工夫 <S A> 3カテゴリ
 表側 1 (Y軸1) No.4 通園施設の設置主体 <S A> 3カテゴリ



施設利用の抑制

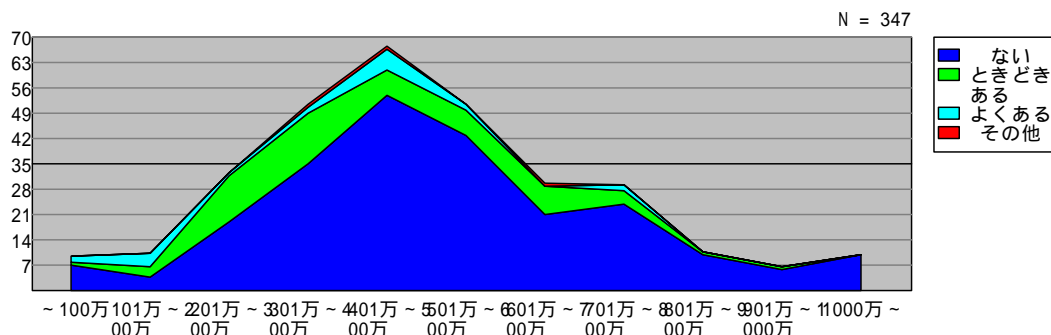
施設利用の抑制については、これまでの利用回数等を 2 割以上抑制している場合を「よくある」、2 割未満の抑制については「時々ある」を選択してもらうようにした。

単純集計では、利用抑制が「ない」と答えた人は 72.8%、「時々ある」と答えた人は 17.9%、「よくある」と答えた人は 5.6%、その他が 0.8%、無回答が 2.8%となっている。

所得区分ごとに利用抑制の状況を見ると、すべての階層を通して利用抑制が起こっていることがわかる。所得が低い世帯の場合、生活保護受給の場合は利用抑制につながっていないが、それ以外の場合では他の所得層より利用抑制につながる割合が高くなっている。

所得区分ごとの利用抑制

表 頭 (X軸) No.18 施設利用の制約 <S A> 4カテゴリ
表側 1 (Y軸1) No.7 所得区分 <S A> 11カテゴリ



また、利用抑制がない家庭の場合でも、費用捻出の工夫を行っている人が 33.6%と三分の一以上を占めるなど、さまざまなやりくりの中で、何とか利用抑制を免れていることをうかがうことができる。

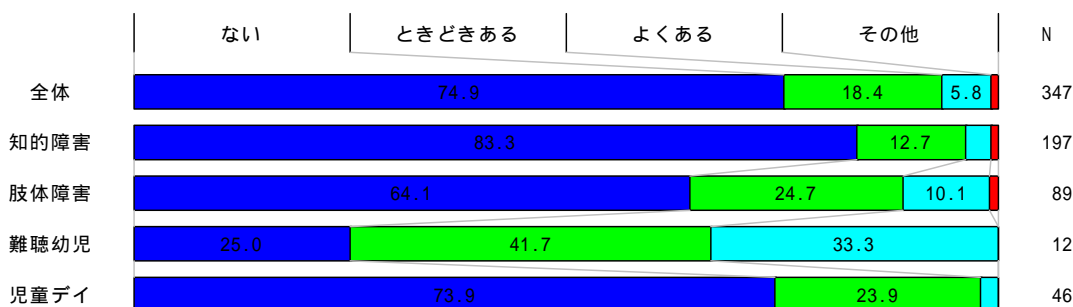
一方、利用抑制をせざるを得ない世帯においては、利用抑制が「時々ある」世帯の場合、56.5%が費用捻出の工夫をしていてもなお抑制せざるを得ない状況が、また、利用抑制が「よくある」世帯の場合、60.0%の世帯がやりくりをしているにもかかわらず、頻繁な利用抑制にいたっている状況が生まれている。

障害種別では、利用抑制が「よくある」が、知的障害 3.0%に対し、肢体障害 10.1%、難聴幼児 33.3%、児童デイサービス 2.2%、「ときどきある」が知的障害 12.7%、肢体障害 24.7%、難聴幼児 41.7%、児童デイサービス 23.9%と、とりわけ難聴幼児通園施設できびしい利用抑制がすすんでいることがわかる。

また設置主体別では、利用抑制が「よくある」が、公立公営施設 5.3%、公立民営施設 3.0%、私立施設 16.1%、「ときどきある」が公立公営施設 18.4%、公立民営施設 16.8%、私立施設が 22.6%、と私立施設での利用抑制が深刻となっている。

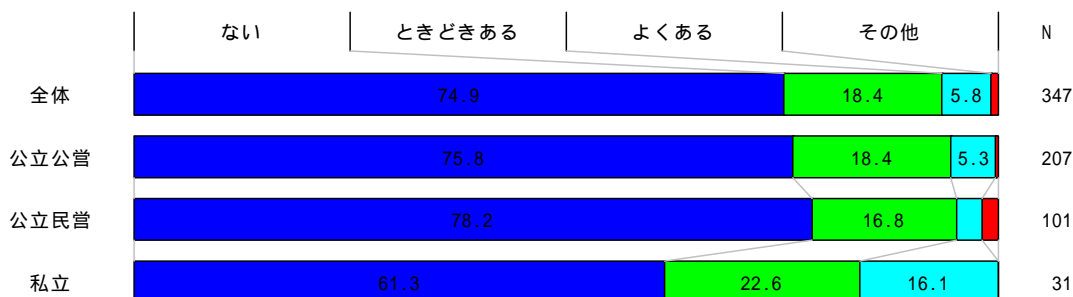
障害種別ごとの利用抑制

表 頭 (X軸) No.18 施設利用の制約 <S A> 4カテゴリ
表側 1 (Y軸1) No.3 通園施設の障害種別 <S A> 4カテゴリ



設置主体ごとの利用抑制

表 頭 (X軸) No.18 施設利用の制約 <S A> 4カテゴリ
表例 1 (Y軸1) No.4 通園施設の設置主体 <S A> 3カテゴリ



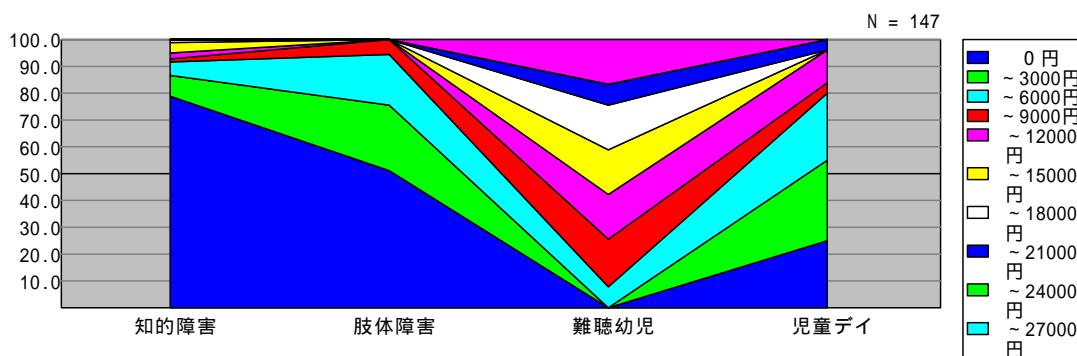
通園交通費

通園交通費負担を障害種別ごとにみると、知的障害施設の76.7%が0円であるのに対し、肢体障害児施設は50.0%、難聴幼児0%、児童デイサービスは25.0%となっている。特に難聴幼児通園施設においては、6000円までが8.3%、9000円までが16.7%、12000円までが16.7%、15000円までが16.7%、18000円までが16.7%、21000円までが8.3%、30001円以上が16.7%と、他の障害とくらべ交通費負担が家計を大きく圧迫していることがうかがえる。また、児童デイサービスについても交通費負担に広がりを見ることが出来るが、これは送迎バスの運行を行っている事業所が少ないことによるものと推測される。

また、設置主体別に交通費負担を見ると、公立公営施設では60.9%、公立民営施設では66.7%が負担0円なのに対して、私立では20.8%と極端に落ち込んでいる。また交通費負担をしている人に関して、公立施設では、最高額が月当たりのガソリン代で21000円までであるのに対して、私立施設では40000円を最高額として各金額帯にそれぞれまんべんなく負担が発生している。この点からも私立施設の負担面での大きさをうかがうことができる。

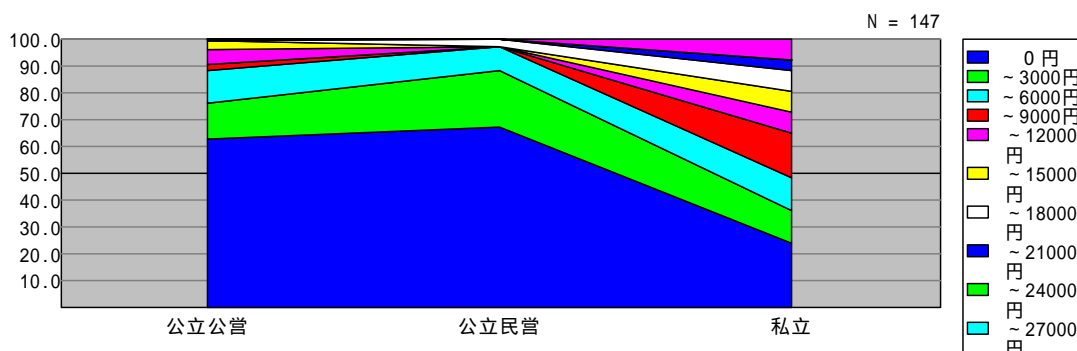
障害種別ごとの通園交通費

表 頭 (X軸) No.12 交通費区分 <S A> 12カテゴリ
表例 1 (Y軸1) No.3 通園施設の障害種別 <S A> 4カテゴリ



設置主体ごとの通園交通費

表 頭 (X軸) No.12 交通費区分 <S A> 12カテゴリ
表側 1 (Y軸1) No.4 通園施設の設置主体 <S A> 3カテゴリ

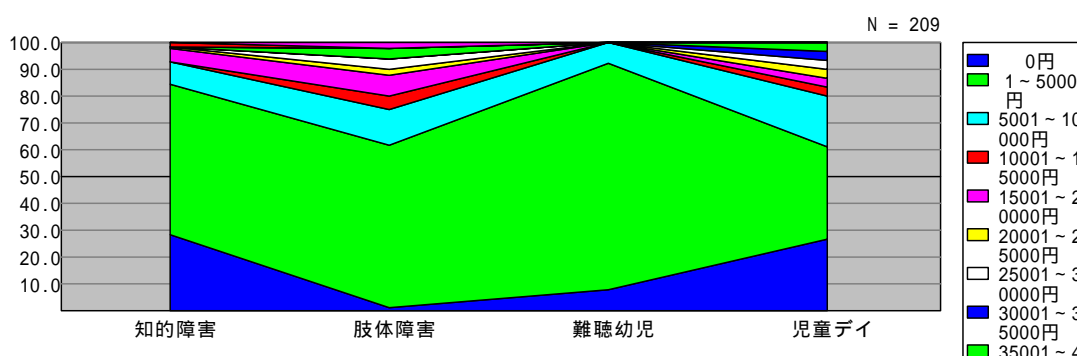


障害にかかる通園施設以外の諸費用

障害児の本人にかかわる障害があるが故の費用で、通園交通費以外にどれくらいの負担があるかを問うたところ、知的障害児の場合、28.7%が0円、54.3%が5000円までの負担とこたえている。また、難聴幼児の場合も8.3%が0円、83.3%が5000円までの負担とこたえている。これに対し、肢体障害児の場合は、0円が1.4%、5000円までが58.1%、10000円までが13.5%、15000円までが5.4%、20000円までが8.1%、25000円までが2.7%、30000円までが5.1%、40000円までが4.1%、50001円以上が2.7%と、月々高額な負担を強いられている家庭が多いことが伺える。

障害種別に見る障害にかかる施設以外の経費

表 頭 (X軸) No.14 他費用区分 <S A> 12カテゴリ
表側 1 (Y軸1) No.3 通園施設の障害種別 <S A> 4カテゴリ



3. 結論

今回のレポートはサンプル数が少ない中での中間的な取りまとめの報告であるが、この中でも、とりわけ障害児をかかえる家庭における、費用負担の深刻さをうかがうことができる。

現在さまざまな家計上のやりくりを経て、何とか通園施設の利用を継続している家族においても、経済的なゆとりや余力が相当損なわれており、家庭での突発的な事故や、賃金

の減少など、生活上の負の変動があれば、とたんに通園継続が困難となるであろう。

また現在、通園の回数を減らすなどの利用抑制を余儀なくされている家庭においては、すでに家計上でさまざまなやりくりを行ったうえでの「利用抑制」となっており、応益負担が子どもたちの発達の権利、療育を受ける権利を奪うという重大な事態を招いていることをふまえなければならない。

また、公立施設ではいくつかの市において食費などを中心に一定の減免措置が講じられている場合もあるが、特に私立施設ではそれらの措置は行われておらず、また、施設数の少ない難聴幼児通園施設や肢体不自由児通園施設などでは、通園にかかる費用負担が各家庭に相当重くのしかかっており、そのために他の療育機関と比べて利用抑制が際立っていることにも注目しておく必要がある。

こうした市町村の違いや施設の種別の違いなどで、児童の療育にかかる負担に大きな較差が生じていることはきわめて大きな問題といえる。大阪府は、広域的な視点にたち、障害を持つ一人ひとりの児童に必要な療育がくまなくいきわたるよう、大阪府が積極的なイニシアチブを発揮し、独自に大幅な利用料減免、通園交通費への支援、給食費の無料化などを実施することが急務となっている。

この取りまとめは中間的なものであり、最終まとめは10月末を目途に取りまとめる予定です。

この報告の記載内容に関する問い合わせは下記までお願いします。

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
担当：塩見洋介

障害乳幼児の通園施設等における負担実態調査 ご協力をお願い

2006年10月1日から障害幼児の通園施設など児童福祉施策にも利用率一割の応益負担・給食費等実費負担が導入されました。私たちは、療育をうけることは人としての権利であること、療育への一割負担の徴収は、訓練が必要な子どもたちを訓練から遠ざけてしまうものであり、一刻も早くこれまでの所得に応じた負担方式（応益負担）に戻すことが必要であると考えています。そこで実際に現在療育機関を利用されている方々などを対象に、現在の利用率等が各ご家庭にとってどのような負担となっているかについてご記入いただき、国や自治体に向けた改善を求める基礎資料とさせていただきますと考えております。

お忙しい中とは存じますが、ぜひご協力いただきますようお願い申し上げます。

調査実施期間 2007年 6月1日～9月30日

第一次集約 7月13日

調査票の送付方法 ファックスまたは郵送で下記までご送付ください。

調査票の送付先 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22 大阪障害者センター内

f a x 06-6697-9059

調査結果の公表 結果を取りまとめ障連協ホームページ等で公開します。

記載された内容につきましては上記趣旨に鑑み下記に基づき取り扱います。

- ・記載された内容は上記趣旨に関する事柄以外には一切使用しません。
- ・年収・負担金額等については統計上の基礎データとして処理いたします。自由記載部分について一部公表させていただくこともありますが、その際には、居住地と匿名イニシャルを添えさせていただきます。
- ・「国連・子どもの権利条約」にのっとり、応益負担の問題を国連にアピールいたします。国連に訴えたことなどございましたら当該欄にご自由にご記入ください。（国連アピールに関する詳しい情報は <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html> をご覧ください）

調査実施者 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
全国障害者問題研究会大阪支部
大阪障害児者を守る会

問合せ先 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 担当 塩見
〒558-0011 大阪氏住吉区苅田5-1-22
電話 06-6697-9005
ファックス 06-6697-9059

障害乳幼児の通園施設等における負担実態調査

お住まいの 市町村名		子どもさんの 年齢	
通園施設種別	知的障害・肢体不自由・難聴・児童デイ / 公立公営・公立民営・私立		
世帯年収	約	万円	税込み・税抜き
通園施設に かかる費用	月額	(うち給食費 円) 円 (うち交通費 円)	
その他障害をも つ子どもさんに かかる費用	補装具や医療費など障害があるがゆえにかかる費用 月額 円 たとえば、補装具電池等消耗品、障害による疾病予防や検査のための通院や障害がゆえに病気にかかりやすい場合の医療費などの総費用をご記入ください		
ご兄弟に かかる費用	保育料など障害を持つ子どもさん以外のご兄弟にかかる費用 月額 円		
上記費用を捻出 するために特別 に工夫されてい ることはありま すか	ある ・ 特に無い ・ その他 () ある場合はその内容を下にご記入ください		
	工夫		
施設の利用を制 約していますか	ない ・ 時々ある ・ よくある ・ その他 () これまでの80パーセント以上の利用率は「時々」、それ未満の場合は「よくある」を選択してください		
施設利用料がい くらまでなら負 担できますか	月額	円くらいまでなら何とか負担できる	
子どもさんの療 育等にかかる費 用負担について 感じておられる ことを自由にご 記入ください			

障害児者施策について今感じておられることを自由にご記入ください。

あなたの声を国連に届けます。国連に届けたいメッセージ等ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。